

平成21年第348回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

平成21年3月23日(月曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について
- 日程第 2 議案第2号・第3号・第7号・第11号・第13号・第16号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第5号・第6号・第8号・第12号
請願第1号・第2号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第9号・第15号
陳情第1号・第2号
審査結果報告 産業建設委員会 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第22号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 7 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第1号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(案)
- 日程第 9 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第10 発議第3号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書(案)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君

11番	諸根重男君	13番	根本信雄君
14番	吉田伸君	15番	栗崎千代松君
16番	柏村栄君		

欠席議員（1名）

12番	遠藤守君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	長野地誠君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	蛭田武良君
町民生活課長	小林伸幸君	保健福祉課長	根本孝一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	堀勇次君	会計管理者 兼出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内藤正昭	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

12番、遠藤守君から欠席する旨の届け出がありました。

日程に入ります。

（午後 1時30分）

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について議題といたします。

本案の提案理由については既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 続きまして、去る3月16日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第2号、議案第3号、議案第7号、議案第11号、議案第13号、議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、議案第2号、第3号、第7号、第11号、第13号、第16号を一括議題といたします。

本案に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書。

第348回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から7番までは記載のとおりでございます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第7号、第11号、第13号、第16号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第2号 矢吹町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、一般社団、財団法人に関する法律及び公益社団、財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などから、民法、地方自治法の一部が改正されたことに基づく引用字句、条項等について、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

本案も一般社団、財団法人に関する法律及び公益社団、財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などから、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されたことに基づく引用字句等について、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、国民健康保険被保険者が刑務所、少年院、その他これらに準ずる施設に拘禁された場合による療養費の給付制限から、これらの被保険者に対する国民健康保険税の減免規定を設けるため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例。

本案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく関係市町村による公の施設の相互利用に関する協定の実施に当たり、所要の事項について定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、当該法律の条項内容を引用する関係条例について、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 公の施設の相互利用に関する協議について。

本件は、白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の構成市町村による公の施設の相互利用に関する協定書の締結に当たり、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 矢吹町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 矢吹町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町公の施設の利用の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 公の施設の相互利用に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第12号、請願第1号、請願第2号の委員長
報告、質疑、討論、採決**

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第5号、第6号、第8号、第12号、請願第1号、請願第2号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第348回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番まではごらんのとおりでございますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第5号、第6号、第8号、第12号、請願第1号、第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第5号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、国による困難な養育状況にある子供や家族に対する支援の強化から、児童福祉法の一部改正により新たに創設された小規模住居型児童養育事業を行う者に養育される児童については、町の行う医療費の一部助成の対象から除外するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、関係施設等に入所等する者などの援護の実施機関が施設等に入所等する前の住所地の市町村となることから、町が行う重度心身障害者医療費の給付についても関係する施設等の入所直前に本町に住所を有していた者を給付の対象者とするため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、介護保険法及び同法施行令の規定に基づき矢吹町における第4期介護保険計画に伴う第1号被保険者の介護保険料を定めるとともに、あわせて激変緩和による軽減措置を講ずるため、所要の改正をするもので

あります。

討論に入り、藤井委員から、長引く景気低迷等を考慮し保険料の引き上げはすべきでない趣旨より反対する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

本案は、介護報酬改定等による介護従事者の処遇改善に伴い、平成21年度からの計画期間における介護保険料の急激な上昇分を抑制し、被保険者の負担軽減から交付される特別交付金を管理運営するため、基金を設置するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、物価上昇に見合う年金の引き上げや低年金者等の年金の上乗せについて、意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、藤井委員より請願の趣旨に賛同し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書。

本件は、国の関係機関に、介護報酬の引き上げなど介護労働者の処遇改善や介護保険に対する国の負担の増額によって保険料などの引き下げを行うことについて、意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、藤井委員から、介護を取り巻く現状は大変深刻な時期にあるため本件に賛成する意見があり、一方で吉田委員から、介護報酬の引き上げについては十分な検討が必要であること、青山委員からは、報酬の引き上げも必要だと思うが、当該制度に受益者負担の原則や利用者負担の上限額等が設けられており、介護保険料の改定増について少額に抑制されている状況を考えれば報酬の引き上げを見送ることもやむを得ないとの判断から、それぞれ本件に反対する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により請願第2号は不採択にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第8号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度はことし4月に、制度開始から10年目を迎えるわけであります。この間、介護サービスの総量はふえましたが、自公政治の社会保障切り捨てで毎年2,200億円削減されているわけであります。この構造改

革のもとで負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、家族の介護などのために多くの方々が仕事をやめています。高い保険料、利用料を負担できず、制度を利用できない収入の少ない方々もおります。こういった方々、介護を苦にした痛ましい事件も後を絶ちません。

必要な介護が利用できずに苦しんでいるのは、収入の少ない人たちだけではありません。家族介護から社会で支える介護へ、介護の社会化という当初の看板に反して、介護保険は繰り返し改悪され、負担増や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます難しくなり、施設の順番待ちも深刻であります。介護保険は当初、サービスを選択できる制度と宣伝されましたが、現実には保険あって介護なしという状況であります。しかも、今回提案されました第4期の保険料の設定については、これまでの年3万264円から3万4,800円と4,536円の大幅な値上げでありますので、賛成できるものではありません。

平成19年度基金残高1億132万円プラス20年度の繰り越しを合わせますと1億円以上になるわけであります。7,000万取り崩しても数千万円が基金として残るわけですから、それで賄えば値上げしないで済みますし、たとえ保険料が不足する場合でも財政安定化基金から貸し付けを受けるものであると厚生労働省は言っています。今でさえ高い保険料、利用料を負担できず、利用できない収入の少ない方々もいるわけでありますので、介護保険制度は、だれもが安心して利用でき、安心して働ける公的介護制度にしていかなければならないと思います。

財政の健全化を目的に、内に厳しく外に優しいなどと言いながら、町民には安易な負担増を押しつけ、払えない人には負担の公平性を確保するために行政のサービスを制限するなどと言って、介護保険料未納者に対して給付方法の変更、給付一時差しとめ、給付率引き下げの実施など、とても認めるわけにいきません。

私は憲法第25条を守る立場から、議案第8号に強く反対するものであります。

続いて、請願第2号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書に賛成の立場で討論を行います。

安心して老後を送りたい、これはすべての国民の願いであります。ところが、現在の介護保険では所得の少ない人が事実上公的介護から排除され、厳しい生活に陥ってしまいます。なぜかといいますと、余りにも国民の負担が重いからであります。最大の原因は、介護保険制度が始まったときに、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合が25%とされ、三位一体の改革により22.8%まで引き下げられているからであります。国庫負担割合を、全国市長会と全国町村会も要求しているように、直ちに5%引き上げ、さらに給付費の50%まで計画的に引き上げることであります。保険料の負担割合を縮小することで、保険料を抑えながら、だれもが安心して利用できる介護制度に改善することができるわけであります。

今こそすべての高齢者の権利と生活を守り、貧困をなくすことで仕事と雇用を生み出し、経済も発展させていく、そのことが憲法第25条を持つ我が国が21世紀に目指すべき道ではないでしょうか。そのためにも請願書の趣旨に賛同し、請願事項であります、利用者のサービス利用制限を取りやめ必要なサービスを保障すること、介護労働者の処遇改善を図り介護の人材を確保すること、介護報酬を引き上げること、介護保険に対し国庫負担を大幅にふやし保険料や利用料を引き下げること、これの国への意見書の提出については、だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護制度にするためには当然のことであるので、請願第2号に賛成するものであります。

皆様のご賛同、よろしく願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかないですか。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） それでは、私は議案第8号につきまして賛成の立場で討論いたします。

賛成討論。

議案第8号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

本案は、平成21年度から平成23年度までの介護保険料額を改正する条例であります。平成12年4月に介護保険制度が創設され10年目を迎えようとしておりますが、この間、介護サービスの利用者は年々増加し、矢吹町の介護給付費も、平成12年度と平成19年度を比較すると2.2倍と、増加の一途をたどっており、高齢者福祉においてはなくてはならない制度となっております。

今回は介護認定者の増加、65歳以下の被保険者と65歳以上の高齢者の負担割合の変更、医療制度改革により医療から介護への流れ等、介護保険料の上昇要因がある中での見直しが行われることになったものであります。矢吹町の前回の介護保険標準月額で2,522円と若干の上昇はありましたが、賦課年額は3万100円と据え置くととの処置がとられた結果、県内でも6番目に安い保険料基準月額となっております。今回の見直しにおいても介護サービス料の適正推計、介護保険料給付基準準備基金の7,100万円の取り崩し等、できるだけ保険料の上昇を抑制しようとする努力が見られ、介護保険運営協議会の慎重審議を経て答申を受けた内容となっております。

介護保険制度を安定して運営するためにも最低限の上昇はやむを得ないものと考えます。執行部も最大限努力している条例改正案の提案であると判断いたしますので、本条例改正案に賛成いたします。

なお、この問題は今後も続くものと思われます。改めてお願いしたいことは、執行部のほうにも最大限の努力を重ねて、なるべく町民に理解できるように、そういう立場でよろしくお願いしたいと思います。つけ加えます。

ぜひとも、この私の賛成討論に皆さんの同意をお願いしたいと思って、壇上からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかないですか。

5番、藤井議員。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 請願第1号 物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

米国発の金融危機が世界に広がり、日本の景気悪化がいよいよ深刻になっています。トヨタ、キャノンなど世界に名立たる大企業による派遣、期間工切りなど雇用の問題が大きな社会不安を引き起こしていますが、生活必需品を中心にした異常な物価高も国民生活を極めて深刻なものにしております。

年金は本来、物価上昇に見合って引き上げるものと考えましたが、2004年の年金改革によってマクロ経済スライド導入と物価スライド方式の改悪が行われ、加えて厚生労働省は、過去に据え置いた物価下落に伴うマイナススライド1.7%は生きているとしているため、今日の激しい物価高騰にもかかわらず、2009年も年金は据

え置かれる見通しです。

今、国民所得の10%を超えるまでになった年金について、物価高騰により目減りを回復し、また、生活困窮者に緊急の生活支援金を支給することは、冷え込んだ日本経済、地域経済の立て直しにつながり、景気回復、内需拡大に多大な効果をもたらすものと言えます。

よって、年金引き上げ等の実現を求める次の意見書を採択し、各方面に送付されますという請願でございます。私はこの請願の趣旨に賛同して、物価に見合う年金引き上げについての意見書の提出を求める請願に賛成いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柏村 栄君） それでは、討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第5号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号 物価に見合う年金引き上げについて意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認め、請願第1号は採択することに決しました。

これより請願第2号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。この請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号を採択とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（柏村 栄君） 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。

◎議案第9号、議案第15号、陳情第1号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第9号、第15号並びに陳情第1号、第2号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第348回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の7番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第9号、第15号、陳情第1号、第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第9号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づいた福島県県南地域基本計画の重点区域に、新たに矢吹ハイウエーパークの追加編入が同意されたことから、当該地域を工業団地等による工場の新増設等に対し法律に定める緑地及び環境施設の面積比率を半減する区域に加えるため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、道路法第8条第2項の規定により寄附申し込みを受けた小松26号線及び滝八幡7号線、そして国営

限戸川土地改良事業により暗渠化された羽鳥幹線用水路を敷地とする八幡町・善郷内線について町道として整備するため、それぞれ町道に認定するものであります

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を一般の労働者の賃金水準、産業経済実勢に見合った水準への賃金引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

討論に入り、熊田委員から、企業あってこそその労働者であり、企業の経営安定に影響があるため本件に反対する意見があり、一方で、根本委員からは、福島県が全国でも31番目となる厳しい低賃金の水準にあり、労働条件を改善すべきことから本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第2号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国の関係機関に、労働者派遣法改正案の早期成立、非正規雇用労働者に対する雇用保険の加入緩和や給付日数の延長、また実効ある景気回復策はもとより、雇用の安定、創出策などを講ずることについて意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてに反対の立場で討論させていただきます。

まず、本年、2009年春闘の製造業大手の回答状況について触れたいと思います。自動車関連のトヨタ、日産、ホンダ、三菱自動車、マツダ、スバル、電機関連の日立、パナソニック、東芝、NEC、富士通、三菱電機、シャープともベースアップゼロ円、同様に定期昇給に関しても電機関連産業はゼロ円です。すなわち定期昇給はなしです。そして、連合もこれに同意の意向であるとマスコミで報道されております。

企業は今、非常に体力が弱まっているということが証明されています。一般的に企業は人なりと言われ、会社にとって労働意欲の強い優秀な人材は、長い目で見れば企業の利益以上に大変重要であります。そして、企業が存続するため企業の財産、資産であります。そして、賃金は企業から労働者に対して報酬として支払われ、その多寡により労働意欲に多大な影響を与えるのは事実です。

しかし、企業が存在するから労働者は雇用されることを忘れてはなりません。現在、企業の経営はとても不安定であります。もし企業が倒産した場合には失業者が増加し、その影響は下請企業や取引先、社員とその家族に多大な影響を与えます。ですから、まず優先すべきは企業の経営の安定です。

よって、企業の経費の中で最も大きい比率を占める人件費をふやすこととなる本陳情は、企業の経営にとってマイナスの要因となるのは明らかです。

皆様のお手元に配付されております意見書案には、その文章中には（１）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業経済実勢に見合った水準に引き上げるということ、との記述がありますが、先が見えない最悪の経済状況というこの実勢を見れば、引き上げすべきではありません。本陳情は好景気の時期に出すべき内容であり、100年に1度の大不況と言われる現在は、意見書提出にここ100年で最もふさわしくない時期であります。

既に仕事を有する労働者の待遇を考えることも非常に大切ですが、今もふえ続ける失業者がいかに仕事につけるかという問題解決を優先しなくてははいけません。もし企業に賃金を引き上げる余裕があるなら、ワークシェアリングの観点から正規雇用と非正規雇用を問わず労働者の全体数をふやすべきであります。

以上の理由により陳情第1号に反対させていただきます。議員各位の自粛をお願いし、ご賛同いただけますようお願い申し上げまして反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） そのほか。

13番。

〔13番 根本信雄君登壇〕

○13番（根本信雄君） 私は、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について賛成の立場で討論を行います。

現在の県の最低賃金は時間額641円となっており全国で31番目と大変低い数字であるということになります。この水準では、とても中小零細企業では働く者が労働力または労働者の励みにもならないと思う。ですから、私は経営者としてもやっておりますけれども、経営者としての考え方も多少ギャップはありますけれども、余りにも安過ぎるため、この陳情には賛成をするものであります。皆様のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

10番、永沼議員。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

同僚議員の熊田議員も反対の討論がありましたが、私もこの件に対して反対の討論をさせていただきます。

まさしくこの陳情書は、毎年3月議会に上がってくるわけでございます。過去に私、反対討論で否決になった経過があります。その社会経済状況と今は全く状況が悪化している中でございます。そうした中であって、この毎年出てくる陳情書提出の意見書、陳情書、これに反対すべきものと、同僚議員も今の社会経済状況を見きわめれば当然この最低賃金の引き上げには反対されてくれるものであろうということで、私、声を大きくして反対の討論をいたします。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第9号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 矢吹町道路線の認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。この陳情に対する委員長報告は採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

これより陳情第2号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の陳情について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

◎議案第23号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号を一括議題
といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員長、1番、青山英樹君。

〔1 番 青山英樹君登壇〕

○1 番（青山英樹君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第348回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1 番から7 番までは報告の内容のとおりでございますので、割愛いたします。

8 のほうから入ります。審査結果。

当委員会に付託されました議案第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号の審査結果は、次のとおりです。

議案第23号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ281万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,088万3,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、町債などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、事業費、公債費をそれぞれ減額するものであります。

地方債の補正では、公的資金補償金免除繰上償還借換債及び流域下水道事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ18万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,949万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金、使用料及び手数料を減額するものであります。

歳出の主な内容は、維持管理費、公債費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ349万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,370万とするものであります。

歳入の主な内容は、保険料、国庫支出金を増額し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費、地域支援事業費をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ288万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,171万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料を増額し、使用料及び手数料、繰入金、諸収入をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、総務費、諸支出金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の収益的収支予定額にそれぞれ7万4,000円を増額し、収益的収入総額を4億5,622万5,000円とし、収益的支出総額を5億882万2,000円とするものであります。

収益的収入の主な内容は、営業収益を増額するものであります。

収益的支出の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

また、資本的収支補正予算では、既定の資本的収支予定額にそれぞれ190万3,000円を増額し、収入総額を3億7,506万4,000円とし、支出総額を5億207万8,000円とするものであります。

資本的収入の主な内容は、負担金を増額するものであります。

資本的支出の主な内容は、配水管布設工事に伴う建設改良費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成21年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を55億5,400万とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して2.7%の増額となっております。

討論に入り、藤井委員から、平成21年度予算編成については大変厳しいものがあったと思われるが、町民の生活を守るため我が党として予算要求要望書を提出したにもかかわらず、要望内容がほとんど取り入れられていないこと、また、健康センター等の指定管理者導入内容を含む予算編成であることから、本案に反対する討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第28号 平成21年度一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

行き着く先の見えないアメリカ発の金融危機に始まる経済不況は、日本経済、地域経済に深刻な打撃を与えております。小泉内閣以来の構造改革、新自由主義経済路線は完全に破綻し、その傷がますます広がろうとしております。利益を最優先した大企業本位の政治から転換し、雇用、社会保障、農業、中小企業を立て直し、国民の生活を応援することによって、土台から経済の体質を改善することこそ重大な局面を迎えている経済危機を打開する道筋と考えます。

そうした中で21年度一般会計予算編成には厳しいものと思いますが、地方自治の仕事は住民の安全と福祉を増進することにあります。矢吹町は全県に先駆け、がん撲滅宣言、成人病無料健診、子育て支援として乳幼

児の医療費の無料化、小学校1年生まで、また、福祉バス運行、高齢者に優しい住まいづくり事業、水道水の料金高対策など、歴代町長と町民が一緒になって築いてまいりました。これらの実績を低下させることなく、低いところに合わせる格差是正ではなく、福祉と住民サービスの向上こそ必要と考えます。

負担の公平性を確保するため、行政サービスの制限が不可欠としていますが、住民の生活実態をより身近にする地方行政のあり方としては、多くの課題を含むものであります。実態の精査と分析により慎重に対処し、住民の暮らしを守っていかねばなりません。

また、民間委託の推進を財政再建に掲げられていますが、指定管理者民間委託の結果が成功ではなかった、失敗だったという声も方々から報告もあります。民間活動団体は行政とともに公共サービスの供給主体として期待され、その活動進展は地方分権の流れを推進し、住民の自治の実現に不可欠の要素となっています。しかし、その歴史は浅く、町の指定管理者導入についても多くの問題を指摘してまいりました。見切り発車後、環境整備もないまま、今日に至っております。効率性のみを目的とする委託は業務の質の低下、住民の不満の蓄積を招き、施設そのものの存在を危うくしかねません。

また、人事考課制度の本格的導入は、本当にこれが職員のやる気を起こさせるものか、私には疑問があるものです。協働のまちづくりをするためには、町民の心、町民の姿が町政との信頼関係によって初めてできるものです。そうした中、議案第22号 平成20年度一般会計補正予算の修正提案も町民との信頼関係を大きく損なうものです。

私は、議案第28号 平成21年度一般会計予算も町民の信頼にこたえていない予算編成となっていると思い、その思いから反対するものです。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

7番、大木議員。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 私は、議案第28号に賛成の立場で討論いたします。

財政再建3カ年期間中の厳しい財政の中での予算編成ではありますが、健全財政への転換に積極的に関わり、一方で、子育て支援、地域活性化、雇用対策などに配慮しながら町民生活を第一と考えた予算編成となっておりますので、賛成するものであります。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成21年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時37分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 2時52分）

◎議案第22号、議案第29号～議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第22号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 暫時休議の後、直ちに、第2予算特別委員会審査結果報告書。

第348回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から7は省略いたします。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第22号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号の審査結果は、次のとおりです。

議案第22号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,205万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億7,656万7,000円とするもので、あわせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税、国庫支出金、県支出金、繰入金を増額し、財産収入、諸収入、町債などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、土木費、教育費を増額し、議会費、衛生費、農林水産業費、公債費などを減額するものであります。

繰越明許費の補正については、普通財産売却事業、定額給付金給付事業、総合型GIS構築事業及び子育て応援特別手当事業をそれぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越すものであります。

地方債の補正では、県営水環境整備事業債、ふるさと農道緊急整備事業債及び臨時地方道整備事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,358万5,000円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して3.2%の増となっております。

討論に入り、棚木委員から、大変な経済危機の中、町民の暮らしも容易でない状況にあり、租税能力も追いつかないほど高い国民健康保険税で、払いたくても払うことのできないという町民の声も多く、町民の健康と暮らしを守る立場から保険税の値上げを認めることができないため本案に反対する討論、一方、竹元委員からは、この厳しい財政状況の中にあつて、町民の健康を第一に考え、特別会計の予算編成に努力されたことを評価するとともに、国民健康保険運営審議会の答申を受けたものであることから本案に賛成する討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,882万円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額を定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して9.8%の増額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,183万円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して2,054万の減額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111万8,000円とするものであります。

なお、後期高齢者医療特別会計への移行清算によるもので、平成20年度当初予算と比較して1億4,646万8,000円の減額となったものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,428万7,000円とし、あわせて地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して9.7%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,328万8,000円とし、あわせて一時借入金の限度額、歳出予算の流用を定めるものであります。

なお、第4期介護保険事業計画による初年度予算であり、平成20年当初予算と比較して4.5%の増となっております。

討論に入り、棚木委員から、高い保険料の負担から介護保険制度が利用できない低所得者の方々も多く、また、介護保険制度創設以降も繰り返し改悪され、介護保険利用者への負担増が強いられる一方、施設への入所待機も深刻化しており、町はだれもが安心して働ける公的介護制度の実現に努力しなければならないと思うが、本案は介護保険料を値上げするというものであり、町民の暮らしと健康を守る立場から反対する討論があり、一方、鈴木委員から、今後も高齢化やサービス利用件数の増加が想定される第4期介護保険事業計画である中で、保険料の算定においても値上げ抑制に努力されたものであり、サービス相応分としたやむを得ない介護保険料と認めることから本案に賛成する討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、昨年度から創設された特別会計予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,064万2,000円とし、あわせて一時借入金の限度額について定めるものであります。平成20年度当初予算と比較して4.0%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成21年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の総額を4億5,279万6,000円とし、収益的支出予算の総額を4億9,858万2,000円とするものであります。平成20年度当初予算と比較して収益的収入では0.7%の減、収益的支出でも1.9%の減であります。資本的収支予算については、収入が7,145万7,000円に対し支出では2億192万8,000円とするものであります。差し引き不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。また、企業債、一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用経費、棚卸資産の購入限度額についても、あわせて定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6 番。

〔6 番 棚木良一君登壇〕

○6 番（棚木良一君） 議案第29号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国保会計の21年度予算は21億4,358万5,000円で、前年度と比較しますと3.7%の増で、金額といたしまして6,574万5,000円の増であります。余りにも高い国保税について20年度、町当局も国保積立基金と一般財源から繰り入れをして国保税を引き上げなかったわけであります。このことについては、町民の皆さんからも評価されると思います。

国保税の高い市町村では県南で2番目に高い、そして町の部では5年連続第1位をキープしているわけあります。どのくらい高いのかといいますと、一般質問でも言いましたけれども、18年度で1人当たり見ますと8万6,582円、町村の平均は7万827円ですから、1人当たり1万5,755円高いわけであります。例えば年収300万円の方は月にしますと25万円です。この方が国保税幾らかかるかといいますと34万900円の国保税になってしまうわけであります。年収200万円の方は月にしますと16万円です。この方は24万1,400円の国保税がかかりますので、町民にとっては、はるかとくに負担の限界を超えているわけであります。町民の皆さんからも、払いたくても払えない、何とか引き下げてほしいという声が寄せられているわけであります。

町の対応が引き下げない限り、当然滞納になってしまいます。なぜかといいますと、一般質問でも言いましたが、国保加入世帯が2,788世帯、国で定める軽減世帯は1,557世帯、滞納世帯754世帯、全国の滞納世帯は平均で21%です。県は22.7%、矢吹町はそれよりも、27%ですからはるかに多いわけであります。この滞納世帯と軽減世帯を合わせますと2,311世帯ですから、ほとんどの人が収入の少ない人が多いわけであります。課税最高限度額の世帯数は303世帯なんです。68万円、これ以上幾ら所得があってもこれ以上は国保税はかからないわけであります。ですから、今度の値上げではこういった所得の、いわゆる収入の少ない方々に値上げ分は

そっくりかかってしまうということになります。

このことを見ても、滞納の限界を超えている方々にまたまた重い税金をかければ、滞納に滞納を生む結果になってしまいます。これでは、これまでどおりのマンネリ化した帳じり合わせの対応で、町民の切実な要望にこたえた予算とは言えません。100年に1度の経済不況のときであります。一般財源から7,000万の繰り入れは評価できますが、本算定は6月ですから、値上げはしないで様子を見るくらいの対応はできるのではないのでしょうか。

町長は21年度施政方針の中で、人すべて、町民の一人一人が輝き、みんなが健康で元気な町をつくります。医療費を抑制するため福島県立医科大学の協力を得ながら継続してヘルスステーション設置運営事業を推進します。私は大いに結構だと思うんです。この中で福大の先生は何を言ったかといいますと、先生のお話の中で、矢吹町は立派な施設、温泉プールがあるのに利用者が少ない。指定管理にして値上げでは、利用しようと思っても収入の少ない人たちにとっては足が遠のくのは当たり前ではないでしょうか。

町民の健康増進施設として建設された健康センターは、目的本来の施設として町民の健康増進と予防医療、介護福祉等、保健活動の一体化の取り組みが重要であることは、町自体も認めているわけであります。自治体の役割は住民福祉の向上であり、町民の健康と暮らしを守るとは町政最大の課題であります。そのためには健康センターは町が責任を持って管理運営してこそ、町民の皆さんも安心できるし、先人の方々の思いも実るものと思います。

そしてまた、大変重要な問題は、国保税を滞納しますと保険証を取り上げてしまう、そればかりか子供やお年寄り、そして介護利用者までサービスを制限するというのですから大変であります。まさにお金の切れ目が命の切れ目になりかねないものになってしまいます。滞納したからといってサービスを制限することは、地方自治体にはなじまないし、憲法第25条からいっても問題でありますので、私は町民の健康と暮らしを守る立場から議案第29号に反対するものであります。

次に、議案第34号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計に反対の立場で討論を行います。

議案第8号でも反対討論をしたわけでありますけれども、今回提案されました介護保険料、つまり値上げでありますので、賛成できるものではありません。私は、今でさえ高い保険料、利用料を負担できずにいる方々がいるわけでありますから、値上げをしないで、だれもが安心して利用でき、安心して働ける公的介護制度にしていかなければならないと思いますので、議案第34号に反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

2番、竹元議員。

〔2番 竹元孝夫君登壇〕

○2番（竹元孝夫君） 議案第29号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業は、その費用のほとんどを占める医療費を国民健康保険税として加入者から一部負担をしていただき、加入者全体で扶助する仕組みとなっております。年々増加する医療費に対して平成18年度以降、国保税の改正をせず、繰越金や基金の取り崩し、平成20年度においては一般会計からの繰り入れを行って運営する努力を重ねてきております。

平成21年度予算につきましては、基金も底をついたため国保税の改正もやむを得ない状況になっておりますが、加入者の負担軽減のため一般会計からの繰り入れを行う決意も表明されております。執行部も最大限努力している予算案であると私は判断いたしますので、本予算案に賛成いたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。
14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 私も賛成の立場で賛成討論いたします。

本議会は21年度の予算、決算をします。この国保税についての、29号ですけれども、21億4,358万5,000円です。例えばこれを否決としたらば、町民、町政の安全はなるんでしょうか。私は、先ほどもお話しになっていたんですけれども、政策的な違いはだれにでもあると思います。ただ、町民の生活と私たち議員の努めです。私は賛成の立場で討論いたします。議員諸君の同意をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。
4番。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 私は、議案第34号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

本案は、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画における初年度の予算案であります。皆様御承知のとおり、高齢者の増加、認定者が大幅にふえる現況の中にあつて、適正な介護サービスを提供することとともに、それを行うために安定した財政運営も必要だと思うわけであります。

本予算案では、介護給付費の伸びが前年度比6.1%増と、過去2年間10%程度の上昇と比較をし、抑制されております。介護保険料につきましては、介護保険給付準備基金を3年間で7,100万円を取り崩し、介護従事者処遇改善臨時特例基金の活用など、できるだけ保険料の上昇を抑える努力をしているように私は思えるわけであります。

当然厳しい財政状況の中、執行部も最大の努力をしていると私は判断いたしますので、本予算案に賛成するものであります。皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結いたします。

これより議案第22号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
これより議案第30号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
これより議案第31号 平成21年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
これより議案第32号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
これより議案第33号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
これより議案第34号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成21年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。会期中に町長から追加議案、また議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

（午後 3時20分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 3時30分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは、ただいま開催されました議会運営委員会の結果について報告いたします。

町長から追加議案1件、議員から追加案件、発議3件が提出されました。また、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続審査申し出等が提出されました。その取り扱いについて企画経営課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議することに協議が成立いたしました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長の報告どおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程につきましては、お手元の資料のとおりであります

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔「これ柵添の舛が違うよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（内藤正昭君） 発議ですか。

〔「厚生労働大臣、柵添という舛が違っている。だから失礼に当たらないのかというんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 事務局のほうから説明をお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） これ早急に訂正させますので、よろしくお願いします。

〔「大臣様へ出すのに間違った字で書いていたんじゃ、おれらも困っちゃうよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（内藤正昭君） では、これ訂正して提案させていただくことでご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（柏村 栄君） 今、局長が申されましたように、訂正させていただきたいと思います。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案につきましては、副町長として2年間にわたり町行政運営全般に対する業務に尽力され、この3月31日をもって退職されます野地誠氏にかわり渡邊正樹氏を副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

渡邊正樹氏は、昭和48年4月より当町職員となられ、生涯学習課長、企画開発課長、企画情報課長、総務課長、企画経営課長等を歴任され平成20年3月に退職となり、本町行政運営に尽力された方であります。渡邊氏は長く当町職員として活躍され、職員として蓄積された経験を十分生かし、すぐれた識見と人柄により私を補佐してくれるものと確信しており、当町の財政再建計画の強力な推進や行財政改革など諸施策の実現、町職員

の資質向上など、本町発展のために寄与する副町長の最適者としてご提案した次第であります。満場一致のご同意をいただきたくお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決……。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 8 番。

○8 番（角田秀明君） 今の町長の説明だけれども、副町長の任期も4年ということで我々同意したんだけど、渡邊さんの今の我々に同意を求める中で、いつからだとか。全然書いてないんだ、これ、日程的なものが。その辺よく説明しないと、副町長は3月いっぱい返すけれども、渡邊正樹さんをいつから副町長にするんだかということが書いてないので、その辺を確認したいと思います。

○議長（柏村 栄君） 町長、答弁を求めます。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 大変説明不足で申しわけございません。副町長については3月31日をもって退任、渡邊正樹氏については、この4月1日より4年間について選任するものでございます。皆様方のご同意をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました副町長を紹介するため暫時休議いたします。

（午後 3時38分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 3時40分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより発議第1号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）。

米国発の金融不安が世界に広がり、日本の景気悪化がいよいよ深刻になっています。

「派遣・期間工切り」など雇用の問題が大きな社会不安を引き起こしていますが、生活必需品を中心とした異常な物価高も国民生活を不安に陥れています。

なかでも、高齢者、とりわけ無年金者・低年金の生活はきわめて深刻です。

年金は、本来、物価上昇に見合って引き上げられると考えられていましたが、2004年の「年金改革」によってマクロ経済スライドの導入と物価スライド方式の改悪が行われ、加えて厚生労働省は過去に据え置いた物価下落にともなうマイナススライド1.7%が生きているとしているため、今日の厳しい物価高騰にもかかわらず、2009年度も年金は据え置かれる見通しです。

いまや国民所得の10%を超えるまでになった年金について、物価高騰による目減りを回復し、また、生活困窮者に緊急の生活援助金を支給することは、冷え込んだ日本経済・地方経済の立て直しにつながり、景気回復、内需拡大に多大な効果を有するものと言えます。

よって、年金引き上げ等の実現のため、次のとおり要望するものであります。

記

1. 物価上昇に見合う年金の引き上げを2009年4月から実施すること。

2. その際、緊急生活支援金として、年金月額8万円に満たない無年金者・低年金者に8万円に達する額を上乗せして支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月23日。

内閣総理大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 舩添要一殿、舩添の舩を直していただいて。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 物価に見合う年金の引き上げを求める意見書（案）は、これを提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は、提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより発議第2号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行の最低賃金は、全国順位でも31位と低位となっている。

このことは福島県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に合ったものとはいえ、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

（1）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日。

内閣総理大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 舛添要一殿、福島県労働局長 永山寛幸殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は、提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより発議第3号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書（案）。

我が国の雇用・就業形態は、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、非正規雇用の増大を伴った多様化へと大きく変化した。一方で、やむを得ず非正規雇用で働く労働者も多くなり、不安定雇用や低賃金などの格差問題も生じている。特に、労働者派遣や請負労働については、ワーキング・プアの温床となるなど、極めて深刻な状況にある。

こうした中、アメリカ発の金融危機に端を発した景気の減速は、我が国の実体経済にも大きな影響を及ぼし、特に製造業を中心として事業縮小や企業倒産などが相次ぎ、派遣・請負を中心とする労働者約40万人の雇用喪失が見込まれる緊急事態を招いている。

失業者の大量発生そして雇用における格差問題に直面しているいま、誰もが健康に充実して働き続けられるよう、雇用の場の創出そして格差の拡大・固定化に歯止めをかけ、是正を図る政策が重要である。

よって、国においては誰もが健康に充実して働くことができ、将来への希望が持てる社会の実現に向け、特別会計積立金などを有効に活用し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 労働者派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。
2. 非正規雇用労働者に対する雇用保険の加入条件の緩和や給付日数の延長を行うこと。
3. 実効ある景気回復策と併せて雇用の安定・創出策を速やかに講ずること。
4. 企業には雇用を守る社会的責任があることから、便乗的な人員整理などが行われないよう強く指導・監督する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日。

衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 舛添要一殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は、提出することに決しました。

◎会議時間の延長

○議長（柏村 栄君） ここで時間延長をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） それでは、日程第11、これより閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、文教厚生常任委員会委員長から会期外付託調査の申し出がございます。また、議会運営委員会委員長より次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり会期外付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの所管事務調査及び運営協議として会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎町長あいさつ

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の議案審議が全部終了いたしました。

続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 第348回矢吹町議会定例会最終日に、柏村議長を初め議員の皆様にご理解を賜り発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、皆様のご理解のもと全議案、原案どおり可決いただきました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

発言をお願いしたのは、専決処分についてであります。国民健康保険及び後期高齢者制度改正に伴う国庫補助率が確定することが予定されていることなどによる各会計の補正予算について、細かい整理予算を含めまして専決処分を予定しておりますので、ご了解をお願いいたします。

さて、今議会が終了いたしますと平成20年度もあとわずか1週間余りで終えることになります。今回、予算の決定などにより、平成21年度の事業展開に向け気持ちを新たにすることがあります。今議会中に繰り返し申し上げてまいりましたが、平成21年度は、財政再建3カ年計画の最終年度として、目標達成のため最大限の努力を払い、財政基盤の再生を確実なものとしていきたいと考えております。また、教育、福祉、産業振興、生活基盤の整備など、すべての分野で、今できることに全力を注ぎ、町民の皆さんの安全で安心な生活を確保してまいりたいと考えております。議員各位のさらなるご支援とご協力をいただき、新年度の町政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎副町長あいさつ

○議長（柏村 栄君） 次に、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、野地誠君。

〔副町長 野地 誠君登壇〕

○副町長（野地 誠君） 発言のお許しをいただき、まことにありがとうございます。一言ごあいさつを申し上げます。

このたび3月31日付をもって副町長を退任することとなりました。平成19年4月から2年間にわたり矢吹町のまちづくりに参画できましたことは、私にとりまして大きな喜びであります。これもひとえに議会議員の皆様を初め多くの町民の皆様からの温かい励ましやご指導の賜物であると、心から感謝申し上げます。

私はこの4月から県に復帰することとなりますが、引き続き努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

矢吹町の限りない発展と町民の皆様のご多幸を心からご祈念申し上げ、退任のあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

○議長（柏村 栄君） それでは、私から、本定例会を最後に今月31日で退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言御礼の言葉を申し上げたいと存じます。

副町長、野地誠さん、税務課長、蛭田武良さん、保健福祉課長、根本孝一さんにおかれましては、議会運営や審議に多大なるご協力をいただき、感謝を申し上げます。野地さんにおかれましては、県職員を休職されまして在職期間2年、蛭田さん、根本さんにおかれましては、在職期間39年の功績は町政の歴史に

刻まれるものと確信いたします。

今後は、野地さんにおかれましては、県に復帰されてますますのご活躍を、蛭田さん、根本さんにおかれましては、健康に十分留意され、生活を楽しんでいただきたいと思います。また、町政、議会活動に温かいご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして御礼の言葉といたします。長きにわたり、まことにありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第348回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

まことにご協力ありがとうございました。

（午後 3時59分）